

【表紙】

- 【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】** 関東財務局長
- 【提出日】** 平成29年6月1日
- 【会社名】** 竹本容器株式会社
- 【英訳名】** Takemoto Yohki Co., Ltd.
- 【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 竹本 笑子
- 【本店の所在の場所】** 東京都台東区西浅草一丁目5番15号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の場所で行っております。)
- 【電話番号】**
- 【事務連絡者氏名】**
- 【最寄りの連絡場所】** 東京都台東区松が谷二丁目21番5号
- 【電話番号】** 03(3845)6107(代表)
- 【事務連絡者氏名】** 取締役 管理部門統括 兼 経営企画室長 戸田 琢哉
- 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】** 株式
- 【届出の対象とした募集(売出)金額】**
- | | |
|-------------------|--------------|
| 一般募集 | 814,620,000円 |
| 引受人の買取引受けによる売出し | 85,796,500円 |
| オーバーアロットメントによる売出し | 140,706,260円 |
- (注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成29年5月19日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
- ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
- 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成29年5月19日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
- 【安定操作に関する事項】**
- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
 - 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
- 【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年6月1日に第66期有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、平成29年5月29日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、「第四部 組込情報」の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するために有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第66期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	平成29年3月29日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第66期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	平成29年5月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第67期第1四半期)	自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日	平成29年5月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第66期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	平成29年3月29日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第66期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	平成29年5月29日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第66期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	平成29年6月1日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第67期第1四半期)	自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日	平成29年5月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。